下水道事業における現行の財政措置

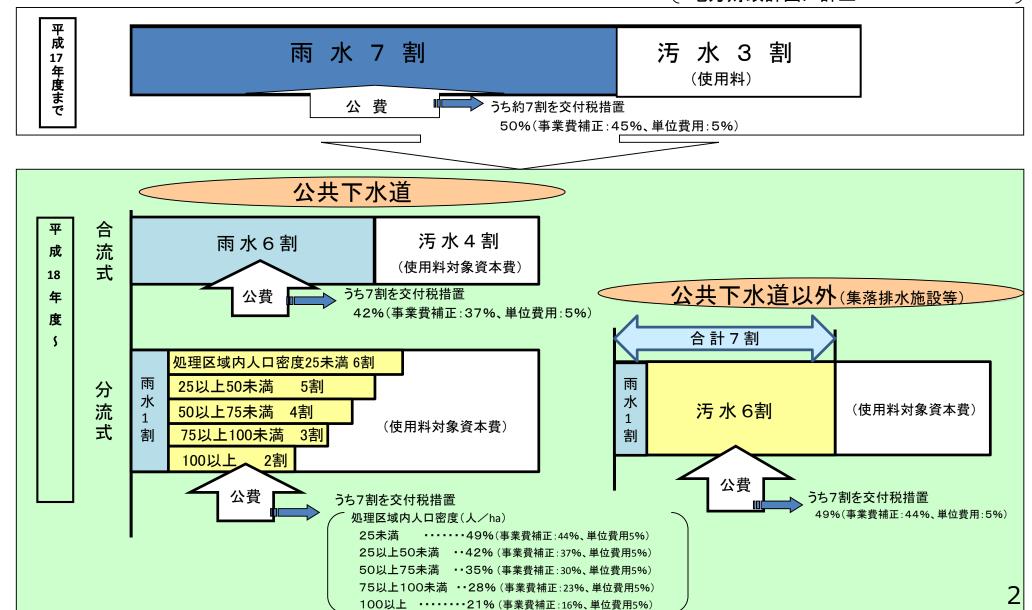
第1次~第5次下水道財政研究会における費用負担の考え方

| | 第 1 次財研 (S36) | 第2次財研(S41) | 第3次財研(S48) | 第 4 次財研(S54) | 第5次財研(S60) |
|-------------|--|--|---|---|--|
| | 雨水の利用者負担 分と汚水の公費負担分がほぼ同程度 ↓ 公費負担 雨水排除および | 1 次委員会の考え 方を継承 ↓ 汚水にひいて公部のの 大のの方がである。 大のの方があれる。 大のの方があれる。 大のの方がある。 大のののでのがある。 大のののでのがある。 大のののでのがある。 大のののでのがある。 大のののでのがある。 大のののでのがある。 大のののでのがある。 大のののでのがある。 大のののでのがある。 大のののでのがある。 大のののでのでのがある。 大のののでのでのがある。 大のののでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでので | | 漁村等における下水 | 使用者等の適切な費 用負担が必要 基本的に雨水公費汚 水私費とするが、汚 水分のうち一部を公 |
| 資本費 | (比率) 汚水5:雨水5 | 汚水3:雨水7 — | | | - |
| 公費負担率 | 50% | 70%以上 | 原則公費 | | 7 |
| 考え方 | 雨水分 | 雨水分と相殺でき ない汚水分 | 汚水分含め資本費の すべて | 特に明 | 記なし |
| 維持管理費 | 汚水7:雨水3 | | | | - |
| (公費負担) | 30% | 30% | 雨水分 | 雨水分 | 雨水分 |
| 建 設 費 内訳 | 受益者負担金 1/5 ~ 1/3 | 受益者負担金 1/5 ~ 1/3 | 受益者負担金 ・末端管渠の整備と の関連及び負担金 額を明示すべき | 受益者負担金 ・末端管渠整備費相 当額を目途 | 受益者負担金 ・末端管渠整備費相 当額を目途 |
| | 国庫補助金 少なくとも 1/3 | 国庫補助金 1/2 | 国庫補助金 ・補助率を道路等の 基幹施設と同程度 の水準とすべき | 国庫補助金 ・補助対象範囲の拡 大等 | 国庫補助金 ・対象範囲の見直し 、補助率の維持等 |
| | 地方負担 以上の残余 | 地方負担 以上の残余 | 地方債 ・充当率の引き上 げ、交付税措置の 改善等 | 地方債 ・充当率引き上げ等 弾力的措置 ・公的資金割合の引 き上げ | 地方債 ・地方単独事業に係 る地方債のあり方 ・資金の構成割合の 向上 ・ 債還期間の延長 |
| | 第 1 次 S38 ~ S42 目標 16%→ 27% 達成 20% | 第2次(第3次) S42~S46 目標 20%→33% 達成 23% | 第 4 次 S51 ~ S55 目標 23%→ 40% 達成 30% | 第 5 次 S56 ~ S60 目標 30%→ 44% 達成 36% | 第6次 S61~H2 目標 36%→44% 達成 44% |

平成17年度研究会を踏まえた地財措置のあり方の見直し(平成18年度~)

下水道事業債元利償還金に対する地方財政措置

公費部分について公営企業繰出金として 地方財政計画に計上



経費負担原則に関する体系

地方公営企業法第17条の2第1項(出資、長期の貸付け、負担金その他の方法)

- 第17条の2 次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。
 - 一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費
- 二 <u>当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費</u>
- 2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、 当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

※政令で具体的経費を明らかにしている

地方公営企業法施行令第8条の5

(一般会計等において負担する経費)

第8条の5 法第17条の2第1項第1号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費 (当該経費に係る特定の収入がある場合には、当該特定の収入の額をこえる部分)とする。

- 一 水道事業 公共の消防のための消火栓に要する経費その他水道を公共の消防の用に供するために要する経費及び公園その他の公共 施設において水道を無償で公共の用に供するために要する経費
- 二 工業用水道事業 公共の消防のための消火栓に要する経費その他工業用水道を公共の消防の用に供するために要する経費
- 三 病院事業 (略)
- 2 法第17条の2第1項第2号に規定する経費で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費(当該経費に充てることができる当該事業の経営に伴う収入の額をこえる部分に限る。)とする。
 - 一 軌道事業(略)
 - 二 病院事業 (略)

地方公営企業法法第17条の3(補助)

第17条の3 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の 特別会計に補助をすることができる。

※対象経費の運用上の基準として参考とする

繰出基準(副大臣通知) = 地方財政計画における公営企業繰出金の基本的な考え方

一 上水道事業 二 中水道事業 三 工業用水道事業 四 交通事業 五 病院事業 六 簡易水道事業 七 市場事業

八 下水道事業 九 港湾整備事業 十 その他

繰出基準(抄)

総財公第71号 各都道府県知事 平成30年4月2日 各指定都市市長宛 総務副大臣通知

◎ 最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状にかんがみ、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を 促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしている。

| | 経費区分 | 繰り出ししの。基準 |
|----|------------------------------|---|
| 1 | 雨水処理に要する経費 | 雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額とする。 |
| 2 | 分流式下水道等に要する経費 | 分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処施設及び個別排水処理施設に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当するとする。 |
| 3 | 流域下水道の建設に要する経 費 | 都道府県にあっては、流域下水道の当該年度の建設改良費から国庫補助金及び市町村からの建設費負担金を控除した額の40%、市村にあっては、都道府県の流域下水道に対して支出した建設費負担金の40%とする。ただし、平成12年度から平成30年度までの各年に実施する事業にあっては、繰出しに代えて臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。 |
| 4 | | 特定施設の設置の届出の受理、計画変更命令、改善命令等に関する事務、排水設備等の検査に関する事務及び除害施設に係る指導 督に関する事務(専ら下水道の施設又は機能の保全のために行う事務を除く。)に要する経費に相当する額とする。 |
| 5 | 水洗便所に係る改造命令等に 関する事務に要する経費 | 水洗便所への改造命令及び排水設備に係る監督処分に関する事務に要する経費の2分の1とする。 |
| ô | 不明水の処理に要する経費 | 計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額とする。 |
| 7 | 高度処理に要する経費 | 下水の高度処理に要する資本費及び維持管理費(特定排水に係るものを除く。)に相当する額の一部(2分の1を基準とする。)とする |
| 8 | 高資本費対策に要する経費 | 繰出しの対象となる事業は、供用開始30年未満の下水道事業(特定公共下水道及び流域下水道を除く。)で、前々年度における当該 業の資本費及び使用料が要件を満たすもので、経営戦略を策定し、経営健全化のために十分な努力をしていると認められる事業とす |
| 9 | 広域化·共同化の推進に要す る経費 | 下水道事業債(広域化・共同化分)の元利償還金の55%に相当する額とする。 |
| 0 | 地方公営企業法の適用に要す る経費 | 地方公営企業法の適用に要する経費及びこれに充当した下水道事業債の元利償還金のうち、その経営に伴う収入をもって充てるこができないと認められるものに相当する額とする。 |
| 1 | 小規模集合排水処理施設整備 事業に要する経費 | 建設改良に要する経費の30%とする。ただし、平成9年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代え 臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。 |
| 2 | ,個別排水処理施設整備事業に ・要する経費 | 建設改良に要する経費の30%とする。ただし、平成9年度から平成30年度までの各年度に実施する事業にあっては、繰出しに代え 臨時的に発行する下水道事業債の元利償還金に相当する額とする。 |
| 13 | 下水道事業債(特別措置分)の 償還に要する経費 | 下水道事業債(特別措置分)の元利償還金に相当する額とする。 |
| 1/ | | 下水道事業債(普及特別対策分)の元利償還金の55%に相当する額とする。 |

下水道事業債(臨時措置分)及び下水道事業債(特例措置分)の元利償還金に相当する額とする。

14 その他

高資本費対策の概要

建設改良費が割高なため資本費が高額な下水道事業において、資本費負担の軽減を図ることにより、経営の健全性を確保することを目的として、資本費の一部を繰り出すとともに、交付税措置を講じるもの

- 1. 要件 供用開始後30年未満の下水道事業(特定公共下水道・流域下水道を除く。)のうち 次の要件を満たすものに対して、下記の算式に基づき公費負担額を算出
 - 資本費単価(α) 基準値=全国平均(54円/m³(H28))以上
 - · 使用料単価(β) 150円/m (月3,000円/20m)以上
 - 経営戦略を策定していること
- 2. 公費負担額(繰出基準額)

有収水量

X

資本費単価のうち 基準値(全国平均) を上回る分 α - 54

X

公費負担率 80% or 85% or 95%

X

使用料単価 による割落し 1.0 or (β÷209)

3. 交付税措置額

公費負担額



交付税算入率 45% or 9%

供用開始後年数が 25年目までは45% 26~29年目は9%

| <u>.</u> | 法適用事業 | | 法非適用事業 | | |
|----------|------------------------------------|------------------|------------------------------------|------------------|--------------------------------------|
| | 資本費単価 (円) | 公費 負担 率(%) | 資本費単価 (円) | 公費 負担 率(%) | ・使用料単価が 全国平均(139円) の1.5倍以上→1.0 |
| | 基準値以上 基準値の1.5倍未満 (54~81) | 80 | 基準値以上 基準値の1.5倍未満 (54~81) | 80 | (割落としナシ) ・使用料単価が |
| | 基準値の1.5倍以上 基準値の3倍未満 (81~162) | 85 | 基準値の1.5倍以上 基準値の6倍未満 (81~324) | 85 | 150円〜全国平 均の1.5倍未満 →β÷209 |
| | 基準値の3倍以上 (162~) | 95 | 基準値の6倍以上 (324~) | 95 | (割落としアリ0.72 ~1.0) 5 |

資本費平準化債の概要

【目的】

汚水処理施設の資本整備に係る世代間負担の公平を図る。

【内容】

A: 建設中施設に係る元金 (供用開始前の施設にかかる企業債元金相当額に対する起債)

B: 未利用施設の利子(供用開始後の施設のうち未利用部分に係る企業債利息相当額に対する起債)

C:建設改良地方債の元金(供用開始後の施設に係る元金償還金から当該施設の減価償却費相当額を差し引いた額に対する起債<資本費平準化債(拡大分)・H16~>)

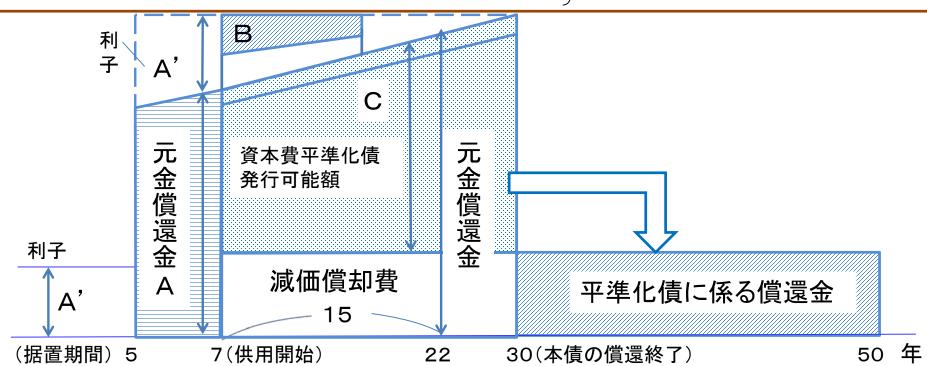
なお、法非適事業については、次の算式により減価償却費を算出する。

(算式)

法非適事業の減価償却費=(A÷49 + B÷24 + C÷25 + D÷35 + E÷35) × O. 9

A~E 資産に係る下水道事業債の発行額に相当する額

A 管渠 B ポンプ場 C 処理場 D 流域下水道建設費負担金 E その他



6

公害防止計画制度・公害防止事業債の概要

公害防止計画とは

公害の著しい地域について、公害防止に関する施 策を総合的かつ計画的に実施するため、都道府県 知事が策定する地域計画。(環境基本法)

公害防止計画制度の改正

H22年12月 中央環境審議会意見具申「今後の公 害防止計画制度の在り方について」

H23年3月 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(公害財特法)の有効期限を10年延長

- H23年8月 地域の自主性及び自立性を高めるため の第2次一括法の一部施行に伴い、
 - ①環境大臣による策定指示を廃止
 - ②公害防止計画のうち公害防止対策事業計画以外 の部分に係る環境大臣同意を廃止

公害防止対策事業計画

- ■公害防止計画の一部を構成する、公害財特法に 基づく計画
- ■都道府県知事が公害財特法に基づく財政上の特別 措置を受けようとする場合には、公害防止対策事業 計画の環境大臣同意を求めて協議
- ■対象事業は、①下水道の設置又は改築、②しゅんせつ等、③農用地における客土等、④ダイオキシン類 土壌汚染対策

公害防止対策事業計画の同意

- ▶ 30地域(24都府県)において策定されていた公害防止計画はH 22年度末に終了。
- 制度の改正後、引き続き公害防止計画が作成された21地域(18都府県)の公害防止対策事業計画について、H24年3月に環境大臣の同意を行った。このうち4地域から同計画の改定について申し出があり、H29年3月(千葉県、神奈川県)、H30年3月(静岡県、愛知県)に環境大臣の同意を行った。



公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の概要

1 目 的

公害防止対策事業計画に基づく公害防止対策事業等に対し、財政上の特別措置を講ずることにより、公害防止事業主体である地方公共団体の負担を軽減し、以て、公共用水域の水質保全等、公害の防止を図る。

2 適用地域

都道府県知事が作成した公害防止対策事業計画の対象となる全国21地域 (18都府県117市区町(10特別区102市5町))(平成30年3月現在)

3 対象事業

(1)環境大臣の同意を得た公害防止対策事業計画(以下「同意公害防止対策事業計画」という。)に基づく公害防止対策事業(次に掲げるもの)

- ① 下水道(特定公共下水道、都市下水路、終末処理場)設置又は改築
- ② 河川、湖沼、港湾等のしゅんせつ、導水等
- ③ 農用地、農業用施設の客土、施設改築等土地改良事業
- ④ ダイオキシン類による土壌汚染の防止、除去等

(2)同意公害防止対策事業計画が定められていない地域で実施される公害防止対策事業(上記①を除く)で、総務大臣が主務大臣及び環境大臣と協議して指定したもの

4 財政上の特別措置

- (1)国庫補助負担率のかさ上げ
- (2)起債の特例(河川、港湾等におけるしゅんせつ事業等を適債とする)
- (3)地方交付税措置(公害防止対策事業債の元利償還金の50%が対象)

5 公害財特法延長経緯

昭和46年5月 公害財特法制定 昭和56年3月 10年間延長改正 平成3年3月 10年間延長改正 平成13年3月 10年間延長改正

平成23年3月 10年間延長改正(平成33年3月まで)

公害防止対策事業に係る財政措置(下水道事業)

| 事業区分 | 事業の細区分 | | 国庫補助 | 平成26年度地方債 充当率(「地方債充当率 (総務省告示)」による) | 基準財政語 | への算入率 | |
|------|---------|-------|-----------------|--|--|----------|--------------------------|
| | 特定公共下水道 | | 1/3 → 1/2 | | 44% | → | 44% |
| | 公共下水道 | 終末処理場 | 55/100 → 55/100 | 100% | 16~44%(公共下水道) 44%(流域下水道、 特定環境保全 公共下水道) 加えて、単位費用分5%算入 | → | 元利償還金の50%を 基準財政需要額に算入 |
| 下水道 | | その他 | 50/100 → 50/100 | | | | |
| | 流域下水道 | 終末処理場 | 2/3 → 2/3 | | | | |
| | | その他 | 50/100 → 50/100 | | | | |

| | | | 公割防止対策事業等 | | | | |
|------------------|---|---|------------|-------|-------------------|--|--|
| 地或名 | 公割防止対策事業計画の対象とする地域 | 下水道 | しゅんせ つ等 | 農用 地容 | ダイオキ シン類 対策 | | |
| 鹿島地域 茨城県 | 鹿嶋市 神栖市 | | _ | _ | | | |
| 埼玉地域(埼玉県) | autst市 熊谷市 川口市 行田市 所沢市 春日部市 狭山市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 八潮市 蓮田市 坂戸市 鶴ヶ島市 伊奈町 | 0 | 0 | _ | _ | | |
| 千葉地域(千葉県) | 千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 習志野市 柏市 市原市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 君津市 印西市 白井市 | 0 | 0 | _ | _ | | |
| 東京地域 東京都) | 中央区港区第四区江東区品川区大田区 | 0 | 0 | _ | | | |
| 神奈川地域 神奈川県 | 世田谷区 北区 板橋区 足立区 八王子市 町田市 横浜市 横須賀市 | l | | | | | |
| 新鳥地域(新鳥県) | 新潟市 | 0 | | | - | | |
| | | 0 | | | | | |
| 岐阜地域 岐阜県 | 岐阜市 各務原市 | | _ | _ | _ | | |
| 富士地域(静岡県) | 計 | _ | | _ | _ | | |
| 愛知地感 愛知県 | 名古屋市 豊橋市 岡崎市 碧南市 安城市 小牧市 | 0 | 0 | | | | |
| 京都地域(京都府) | 京都市 宇治市 向日市 長岡京市 大山崎町 | 0 | Ĭ | | | | |
| 大阪地畝 大阪府) | 大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 池田市 吹田市 泉大津市 高槻市 貝塚市 枚方市 茨木市 八尾市 泉伊野市 富田林市 寝屋川市 河内長野市 松原市 大東市和泉市 箕面市 柏原市 羽曳野市 門真市 摂津市 藤井寺市 東大阪市 四條畷市 交野市 太飯独山市 忠岡町 | 0 | 0 | _ | | | |
| 兵庫地域(兵庫県) | 神戸市 尼崎市 西宮市 (柳市) か古川市 宝塚市 川西市 | 0 | _ | _ | | | |
| 奈良地域 奈良県 | 奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 生駒市 王寺町 | 0 | | | | | |
| 和歌山地域(和歌山県) | 和歌山市 | Ō | 0 | | | | |
| 岡山·倉敷地域 (岡山県 | 岡山市 倉敷市 理計 早島町 | 0 | _ | _ | | | |
| 備後地域 (岡山県 広島県 | 福山市 笠岡市 | 0 | _ | _ | | | |
| 広島地域 広島県 | 広島市 | 0 | _ | _ | | | |
| 香川地域 香川県 | 坂出市 | 0 | | | | | |
| 福岡地域 福岡県 | 福岡市 | 0 | | | | | |
| 北九州地域 福岡県 | 北九州市 | 0 | 0 | | | | |
| 大牟田地域(福岡県) | 大牟田市 | 0 | | 0 | | | |
| | 21地域 18都府県 117市町村(102市5町) 0特別公 | 20地域 | 8地域 | | | | |

下水道事業債(通常分)及び公害防止事業債の交付税措置率の推移

公害財特法第4条・第5条、地方交付税法附則第5条の規定により、公害防止事業債については、通常の下水道事業債と比較して、

